

鹿児島市男女共同参画センター図書情報コーナー雑誌スポンサー募集要領

1 趣旨

この要領は、鹿児島市男女共同参画センター図書情報コーナー雑誌スポンサー制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5条に基づき、鹿児島市広告掲載等指針（平成18年10月1日施行。）、鹿児島市広告掲載等基準（平成18年10月1日施行。）及び実施要綱に定めるもののほか、鹿児島市男女共同参画センター図書情報コーナー（以下「図書情報コーナー」という。）の雑誌スポンサー（以下「雑誌スポンサー」という。）の募集に関して、必要な事項を定めるものとします。

2 実施内容

雑誌スポンサーは、男女共同参画センターが発注した雑誌の購入代金を、男女共同参画センターが指定する雑誌納入業者（以下「納入業者」という。）へ直接支払うものとします。雑誌スポンサーが購入代金を支払った雑誌（以下「提供雑誌」という。）は、男女共同参画センター書架（以下「書架」という。）に設置します。提供雑誌の最新号カバー表面には、雑誌スポンサー名を、裏面及び書架には広告チラシを表示することができます。

3 雑誌の選定

- (1) 男女共同参画センターが作成した雑誌リストの中から選定し、何誌でも申し込むことができます。
- (2) 同一の雑誌に複数の応募があった場合は、申込日の早い者を優先します。ただし、申込日が同じ場合は抽選とします。なお、既にスポンサーが付いている雑誌については、当該スポンサーの契約の更新を優先します。

4 広告の内容の範囲

広告の内容、表示等に関する範囲は、別表のとおりとします。

5 広告の規格・表示方法

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、雑誌スポンサー名の表示とします。

表示の大きさ	縦6 cm、横15 cm以内
貼付位置	最新号カバー底辺から4 cm以上上部の中央
- (2) 最新号カバーの裏面及び書架に掲出する広告チラシは片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズとします。なお、広告チラシは雑誌スポンサーが作成してください。
- (3) 広告内容は、随時変更できますが、市へ申し出て、審査を受けるものとします。
- (4) 雑誌を書架に並べる位置は男女共同参画センターが決定します。
- (5) 男女共同参画センターは、ホームページで雑誌スポンサーの名称及び提供雑誌を公表します。
- (6) 図書情報コーナーの雑誌スポンサーは、提供雑誌及び書架以外にも同館内に同広告チラシを設置し、利用者に配布できます。

6 広告の掲出期間

広告の掲出期間は、原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度途中からの場合は、掲出が決定された月の翌月以降で雑誌が納入された時から当該年度の3月31日までとします。ただし、期間満了の2か月前までに、市長又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

7 申込受付

随時受付します。

8 申込方法

- (1) 鹿児島市男女共同参画センター図書情報コーナー雑誌スポンサー申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、以下の書類を添付して男女共同参画センターへ直接持参、電子メール又は郵送のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出された書類の返却はいたしません。

- (2) 申込書に添付する書類

- ・掲出する広告の見本（図案）
- ・会社概要等（業種や営業活動がわかるもの）

9 雑誌スポンサーの審査及び決定通知

- (1) 雑誌スポンサーの申込みがあった場合は、広告の内容を含め、この募集要領や別に定める実施要綱等に基づき、審査を実施します。
- (2) 審査結果については、鹿児島市男女共同参画センター図書情報コーナー雑誌スポンサー承認・不承認決定通知書（第2号様式）により申込者に通知します。

10 契約

雑誌スポンサーに決定した場合は、図書情報コーナー雑誌スポンサー契約書（第3号様式）により契約を締結します。

1.1 提供雑誌購入代金の支払方法

- (1) 雑誌の代金は、納入業者へ直接支払ってください。
- (2) 代金の支払いは、雑誌スポンサー期間分の一括先払いとし、価格変動等により過不足が生じた場合は、納入業者と協議のうえ、遅滞なく精算してください。
- (3) 代金の支払いは、納入業者が定める方法によるものとし、振込手数料など代金の支払いに必要な経費は、雑誌スポンサーの負担とします。

1.2 その他

雑誌スポンサーが提供する雑誌が休・廃刊した場合は、男女共同参画センターと協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができます。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年2月7日から施行する。